

意見書案に対する賛成討論（要旨）

2015年6月議会 まつざき真琴

2015/6/26

私は、日本共産党県議団として、『安全保障関連2法案』の廃案を求める意見書案」に賛成の立場で討論を行います。

この間の国会論戦の中で、政府が「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」と呼ぶ戦争法案の違憲性が明らかになりました。

政府は、「後方支援」「武器の使用はするが武力の行使には当たらない」「武力行使と一体でない後方支援は武力行使に当たらない」との用語・概念を示していますが、これらは世界に通用するものではありません。政府が「後方支援」と呼んでいる活動は、弾薬や燃料などの補給、武器・弾薬・兵員などの輸送、壊れた戦車の修理、傷病兵の医療、通信情報などの支援をさし、国際的には武力行使と一体不可分の兵站と呼ばれている活動です。

4月27日に日米両国政府が合意した「日米防衛強力のための指針（ガイドライン）」の日本政府発表文書には、「後方支援」とありますが、英語正文では「ロジスティクス・サポート」（兵站支援）と明記されています。兵站は戦闘と一体の行為であり、戦場の「前・後ろ」という意味はありません。政府は、米国向けには「兵站」で合意し、日本向けには「後方支援」という言葉を使い、国民をごまかしているのです。

集団的自衛権についても同様で、政府は解釈変更の唯一最大の理由として「国際情勢の根本的変容」をあげますが、「国際情勢の根本的変容のもとで、他国に対する武力攻撃によって『存立危機事態』に陥った国が一つでもあるか」と国会でただされても、一つも実例が挙げられません。そもそも、憲法9条の下では自衛隊の海外派兵は不可能です。それを取り繕うために、世界のどこにもない架空の概念を作り出すことになっているのです。

今回、95日間の会期の延長が、自民党、公明党の与党で強行決定されました。もともと通常国会の会期は150日間と決まっています。国会の会期内に審議がつくされず成立しなかった法案は廃案にするというのが「会期不継続」の原則です。会期制というのは、多数党の横暴を抑制し、少数意見を保護するためにもうけられているものであり、何がなんでも今国会で成立させるために3ヶ月以上も大幅に会期を延長するなどというのは、議会制民主主義のルールを壊すもので、多数の横暴と言えます。

圧倒的多数の憲法学者、研究者が、本法案は憲法違反であることを明言しています。また、どの世論調査を見ても、本法案に反対する国民が多数です。

この間の地元紙の読者投稿欄に、連日、この法案に反対する立場の意見が掲載されています。部分的な引用で恐縮ですが、紹介します。

鹿児島市の70歳の男性は「安倍首相は、この夏までに成立させると、すでに米側に約束

してしまっている。米国には追従するが、国内にたいしては独善的であると思う。数の力でおし切ろうというつもりだろうが、国会軽視もはなはだしい。いつの時代にも戦争は政府が起こすものであり、しかもその当初は国民の命とくらしを守り、平和を実現するためという美名の下に進んでいく。今回の法案も、国際平和実現のための後方支援に限定されるというが、果たしてそれだけですむか、疑問である。」

南さつま市の70歳の男性は「これまでの歴史でも、ソ連の脅威論など外国との難しい問題が生じたにもかかわらず、時の権力の『武力行使に頼らない』に徹した平和外交によって乗り越えて、現在に至っているのではないか。戦後70年、日本はこれまでの不戦の誓いを維持し、戦死者を出していないという尊い歩みがある。不戦の誓いこそ世界に信頼される日本の宝だと思う。」とあります。

これらの県民の思いに応えるためにも、県議会として、安全保障関連2法案の廃案を求める本意見書を採択すべきであることを主張し、賛成討論といたします。